



青森県報

第二千七十六号

平成十四年九月二十日(金曜日)

目 次

告 示

特定第三号漁業者の漁獲共済加入義務の発生……………	(団 体 経 営 改 善 課 ……)	一
遊漁規則の変更認可……………	(水 産 振 興 課 ……)	一
公有水面埋立ての承認……………	(河 川 砂 防 課 ……)	三
出先機関……………		
土地改良区の役員就任及び退任……………	(中 南 地 方 農 林 水 産 事 務 所 ……)	四
土地改良区の役員就任……………	(三 戸 地 方 農 林 水 産 事 務 所 ……)	五
土地改良区の役員退任……………	(上 北 地 方 農 林 水 産 事 務 所 ……)	五
公安委員会……………		
型式の検定適合遊技機……………	(生 活 安 全 企 画 課 ……)	六
収用委員会……………		
収用の裁決手続開始の決定……………	(監 理 課 ……)	六
正 誤……………		
平成十四年八月三十日号外第八十五号監査委員中……………	(監 査 委 員 事 務 局 ……)	八

告 示

青森県告示第四百四十七号

漁業災害補償法(昭和三十九年法律第百五十八号)第百八条の二第三項の規定により次の発起人が求めた次の区域及び区分に係る特定第三号漁業者の同意が同項に規定する要件に適合すると認められたので、同条第六項において準用する同法第百五条の二第四項の規定により公示する。

平成十四年九月二十日

青森県知事 木 村 守 男

発起人の住所及び氏名(名称)	区	域	区	分
下北郡大間町大字奥戸字奥戸村二一〇の二 新井田則男	奥戸区域		小型いかつり漁業	
下北郡大間町大字奥戸字向町七三 岩瀬 則行				

青森県告示第四百四十八号

漁業法(昭和二十四年法律第百六十七号)第百二十九条第三項の規定により次のとおり遊漁規則の変更を認可したので、同条第七項の規定により公示する。

平成十四年九月二十日

青森県知事 木 村 守 男

(十和田湖町漁業協同組合)

一 漁業権者の住所及び名称

上北郡十和田湖町大字奥瀬字中平六一番地二 十和田湖町漁業協同組合

二 認可年月日 平成十四年九月十日

三 漁業権の免許番号 内共第四十五号

四 変更の内容

全長制限を次のとおりとする。

次の表の上欄に掲げる水産動物は、それぞれ下欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

名 称	大 き さ
こ い	一五センチメートル以下
う ぐ い	一五センチメートル以下
う な ぎ	三〇センチメートル以下
い わ な	一五センチメートル以下
や ま め	一五センチメートル以下
に じ ま す	一五センチメートル以下

五 施行の日 平成十四年九月十日

(奥入瀬漁業協同組合)

一 漁業権者の住所及び名称

十和田市東六番町三番三六号 奥入瀬漁業協同組合

二 認可年月日 平成十四年九月十日

三 漁業権の免許番号 内共第四十五号

四 変更の内容

全長制限を次のとおりとする。

次の表の上欄に掲げる水産動物は、それぞれ下欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

名 称	大 き さ
こ い	一五センチメートル以下
う ぐ い	一五センチメートル以下
う な ぎ	三〇センチメートル以下
い わ な	一五センチメートル以下
や ま め	一五センチメートル以下
に じ ま す	一五センチメートル以下

五 施行の日 平成十四年九月十日

(藤坂漁業協同組合)

一 漁業権者の住所及び名称

十和田市大字藤島字川原田五七番地二 藤坂漁業協同組合

二 認可年月日 平成十四年九月十日

三 漁業権の免許番号 内共第四十五号

四 変更の内容

全長制限を次のとおりとする。

次の表の上欄に掲げる水産動物は、それぞれ下欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

名 称	大 き さ
こ い	一五センチメートル以下
う ぐ い	一五センチメートル以下
う な ぎ	三〇センチメートル以下
い わ な	一五センチメートル以下
や ま め	一五センチメートル以下
に じ ま す	一五センチメートル以下

五 施行の日 平成十四年九月十日

(六戸町漁業協同組合)

一 漁業権者の住所及び名称

上北郡六戸町大字犬落瀬字明土三番地六 六戸町漁業協同組合

- 二 認可年月日 平成十四年九月十日
- 三 漁業権の免許番号 内共第四十五号
- 四 変更の内容

全長制限を次のとおりとする。
 次の表の上欄に掲げる水産動物は、それぞれ下欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

名 称	大 き さ
こ い	一五センチメートル以下
う ぐ い	一五センチメートル以下
う な ぎ	三〇センチメートル以下
い わ な	一五センチメートル以下
や ま め	一五センチメートル以下
に じ ま す	一五センチメートル以下

五 施行の日 平成十四年九月十日

青森県告示第四百四十九号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第四十二条第一項の規定により、平成十四年九月十一日次のとおり公有水面の埋立ての承認をしたので、同条第三項において準用する同法第十一条の規定により告示する。

平成十四年九月二十日

青森県知事 木 村 守 男

一 承認を受けた者の住所及び名称並びにその代表者の氏名

1 承認を受けた者の住所及び名称

東京都千代田区霞が関二丁目一の一三

国（国土交通省）

2 代表者の氏名

青森県知事 木村守男

二 埋立区域

1 位置

(一) 西津軽郡深浦町大字金ケ浜字榊原一八二及び国道一〇一号道路敷地の地先公有水面

(二) 西津軽郡深浦町大字田野沢字汐干浜二三の二及び二四の九と隣接する海岸線の海岸保全施設の地先公有水面

2 区域

(一) 各地点を順次に結んだ線及びの地点と の地点を結ぶ平成十二年の秋分の日の満潮位（T・Pプラス〇・五メートル）における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

基点 国調多角点八五七九（北緯四〇度四五分三七秒〇七五、東経一四〇度〇二分三三秒七七五）から七〇度一七分四六秒七一〇・三八メートルの地点

の地点 基点 から七二度〇一分〇六秒五五・〇一メートルの地点

の地点 の地点から二五八度〇二分四四秒一九・六八メートルの地点

の地点 の地点から二五一度四七分三三秒一・八三メートルの地点

の地点 の地点から二五七度五九分四二秒九・〇九メートルの地点

の地点 の地点から一五〇度三六分五三秒二・三七メートルの地点

(二) 各地点を順次に結んだ線並びに の地点と の地点を結ぶ平成十二年の秋分の日の満潮位（T・Pプラス〇・五メートル）における公有水面と陸地との境界線及び漁港管理施設により囲まれた区域

基点 国調多角点八五七九（北緯四〇度四五分三七秒〇七五、東経一四〇度〇二分三三秒七七五）から二七三度一三分二二秒四三・三五メートルの地点

の地点 基点 から四七度〇七分五五秒六三・〇一メートルの地点

の地点 の地点から二五五度二四分二七秒一四・三三メートルの地点

の地点 の地点から二五五度二四分二九秒一・八三メートルの地点

の地点 の地点から二五四度一〇分三三秒二二・五一メートルの地点

の地点 の地点から二四八度〇八分五九秒二二・五七メートルの地点

の地点 の地点から二四四度〇一分四五秒二・六三メートルの地点

の地点 の地点から二四四度〇二分三三秒六・六五メートルの地点

の地点 の地点から二四〇度四三分五四秒二二・二四メートルの地点

の地点 の地点から二三九度四二分三六秒二二・〇〇メートルの地点

3 面積
の地点 面積
の地点から一四五度〇三分五四秒一・四八メートルの地点

(一) 三二・七七平方メートル
(二) 一、七六三・四四平方メートル

三 埋立てに関する工事の施行区域

1 位置

(一) 西津軽郡深浦町大字金ヶ浜字榊原一八二及び国道一〇一号道路敷地の地先公有水面
(二) 西津軽郡深浦町大字田野沢字汐干浜二三の二及び二四の九と隣接する海岸線の海岸保全施設の地先公有水面

2 区域

(一) 各地点を順次に結んだ線及び 日の満潮位(T・Pプラス〇・五二メートル)における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域
基点 国調多角点八五七九(北緯四〇度四五分三七秒〇七五、東経一四〇度〇二分三三秒七七五)から七〇度一七分四六秒七二〇・三八メートルの地点

の地点

の地点 基点 から七二度〇一分四六秒五五・〇メートルの地点

の地点 基点 から四六度五二分二八秒九・六四メートルの地点

の地点 基点 から二八一度二四分四七秒一〇・〇三メートルの地点

の地点 基点 から二六四度三七分一〇秒一九・六八メートルの地点

の地点 基点 から二五四度四二分五五秒一三・六四メートルの地点

の地点 基点 から一四九度四二分〇三秒一・二二メートルの地点

の地点 基点 から一五〇度三六分五三秒二・三七メートルの地点

(二) 各地点を順次に結んだ線並びに 秋分の日の満潮位(T・Pプラス〇・五二メートル)における公有水面と陸地との境界線及び漁港管理施設により囲まれた区域
基点 国調多角点八五七九(北緯四〇度四五分三七秒〇七五、東経一四〇度〇二分三三秒七七五)から二七三度一三分二二秒四三・三五メートルの地点

の地点

の地点 基点 から三九度三九分二五秒七〇・三六メートルの地点

の地点 基点 から二五五度二四分二八秒一七・七九メートルの地点

の地点 基点 から二四九度一五分一三秒四三・五八メートルの地点

の地点 基点 から二四九度一五分一三秒一・三一メートルの地点

の地点 基点 から二四四度一三分三八秒二・八四メートルの地点

の地点 基点 から二三九度一分四九秒二・六五メートルの地点

の地点 基点 から二四〇度二四分二六秒一九・二〇メートルの地点

の地点 基点 から二三四度〇五分四一秒一・四一メートルの地点

の地点 基点 から一四四度〇五分五四秒六・〇〇メートルの地点

3 面積

(一) 四〇五・一七平方メートル

(二) 三、〇六六・二二平方メートル

四 埋立地の用途
道路用地

出 先 機 関

土地改良区の役員就任及び退任

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、平川土地改良区から、次のとおり役員就任及び退任の届出があつたので、同条第十七項の規定により公告する。

平成十四年九月二十日

中南地方農林水産事務所長 小野 祐 司

役員 の 区 別	氏 名	住 所	就 任 及 び 退 任 の 年 月 日
理事	對馬 謙一	南津軽郡平賀町大字松館字井ノ上三一	平成一四・八三就任
"	工藤 鐵光	弘前市大字石川字庄司川添二二四の	"
"	杉田利八郎	南津軽郡平賀町大字館田字中前田一〇七の八	"
"	須々田勝男	大字本町字北柳田七	"

三浦 謙一	對馬 昭三	岩淵 義美	大湯 良一	小山内健一	須々田勝男	工藤 鐵光	對馬 謙一	三浦 一雄	古川 昭二	今井 孝	今井 誠弘	成田 正栄	二本柳敏夫	栗林八千夫	對馬陸奥雄	寺山 満	三浦 國雄	岩淵 義美	小山内健一		
の二	九の一	の二〇	の一	一五三	六の一	一	一	の七	一二	の二	六	の	の	三六の五	九六の四	一	九の二	の二〇	一五三	六の一	
大字石郷字柳田二八	大字館山字上扇田二	大字原田字稲元四三	大字大坊字前田八六	大字大光寺字一滝本	弘前市大字石川字庄司川添一二四の	大字松館字井ノ上三	大字石郷字柳田四六	大字石郷字柳田四六	大字石郷字柳田四六	大字石郷字柳田四六	大字石郷字柳田四六	大字石郷字柳田四六	大字石郷字柳田四六	大字石郷字柳田四六	大字石郷字柳田四六	大字石郷字柳田四六	大字石郷字柳田四六	大字石郷字柳田四六	大字石郷字柳田四六	大字石郷字柳田四六	大字石郷字柳田四六
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	

三浦 國雄	寺山 満	杉田利八郎	對馬陸奥雄	栗林八千夫	今井 孝	古川 昭二	三浦 一雄
九の二	一	〇七の八	九六の四	三六の五	の二	一二	の七
大字大坊字竹内一一	大字岩館字村元九の	大字館田字中前田一	大字苗生松字上東田	大字柏木町字東田一	大字館山字上扇田九	大字石郷字柳田四六	大字石郷字柳田四六
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃

土地改良区の役員就任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、下長土地改良区から、次のとおり役員就任の届出があつたので、同条第十七項の規定により公告する。

平成十四年九月二十日

三戸地方農林水産事務所長 平野 隆 夫

役員 の 区 別	氏 名	住 所	就任の年月日
理事	大久保 寛	八戸市長者三丁目八の一	平成十四・八・三

土地改良区の役員退任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、大堰土地改良区から、次のとおり役員退任の届出があつたので、同条第十七項の規定により公告する。

平成十四年九月二十日

上北地方農林水産事務所長 田 中 正 之

役員 の 区 別	氏 名	住 所	退任の年月日
理事	町屋 光信	上北郡上北町大字新館字屋敷添三九	平成一四・八・二六

公 安 委 員 会

青森県公安委員会告示第四十八号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）第二十条第四項の規定に基づく検定申請に係る次の遊技機の型式について、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和六十年国家公安委員会規則第四号）第六条の規定による技術上の規格に適合すると認めためたので、同規則第九条第一項の規定により告示する。

平成十四年九月二十日

青森県公安委員会委員長 橋 本 昭 一

遊技機の種類	型 式 名	製造業者又は輸入業者名
ぱちんこ遊技機	CRどつ缶！ルーレットV	豊丸産業株式会社
"	CR雀ジャンパラダイスL3	株式会社三洋物産
"	CR雀ジャンパラダイスM6	"
"	CR玉緒でドッカン!!X	サミー株式会社
"	CRフィーバーバイキングMX	株式会社三共

収 用 委 員 会

収用の裁決手続開始の決定

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第四十五条の二の規定により、収用の裁決手続の開始を決定したので、次のとおり公告する。

平成十四年九月二十日

青森県収用委員会会長 平 田 由 世

"	"	回胴式遊技機	"	"	"	"	"	"
スペースパニー2002	"	ドリルギャング	CR夢の超特急ZX	CR夢の超特急LX	CR夢の超特急AX	CR西部警察LB	CR西部警察LA	CRフィーバーバイキングRX
"	"	株式会社オリンピア	"	"	株式会社大一商会	"	株式会社ニユーギン	"

- 一 起業者の名称
尾上町
- 二 事業の種類

町道高木一〇号線改築工事（南津軽郡尾上町大字高木字松元地内から同郡同町大

字原字上原地内まで)及びこれに伴う附帯工事
三 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等

- 1 収用しようとする部分
別表1のとおり
- 2 使用しちよとする部分
別表2のとおり

四 土地所有者の氏名及び住所

- 別表3のとおり
- 五 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類
なし
- 六 裁決手続の開始を決定した年月日
平成十四年九月十日

別表 1 収用しようとする部分

土地の所在	地番	地目		地積 (㎡)		収用しようとする土地の面積 (㎡)	摘要
		公簿	現況	公簿	現況		
青森県南津軽郡尾上町大字高木字松元	160番	田	畑	788	788.02	294.12	

別表 2 使用しようとする部分

土地の所在	地番	地目		地積 (㎡)		使用しようとする土地の面積 (㎡)	摘要
		公簿	現況	公簿	現況		
青森県南津軽郡尾上町大字高木字松元	160番	田	畑	788	788.02	6.53 0.37	

別表 3 土地所有者の氏名及び住所

土地の所在	地番	土地所有者	
		氏名	住所
青森県南津軽郡尾上町大字高木字松元	160番	持分5分の4 山口善八郎	青森県南津軽郡尾上町大字高木字原田89番地 青森県青森市千刈1丁目19番32号 JRPアパート19-306号

正 誤

監 査 委 員 事 務 局

平成十四年 号外第八五号		発行年 月日
監査委員		区 分
四 八	一 三	ペ ー ジ
下	上	段
後 ろ か ら 三	九	行
勘 定 簿	勘 定 簿	誤
勘 定 簿	勘 定 簿	正

発行所・発行人 青 森 県 青森市長島二丁目一番一号	印刷所・販売人 青森市古川二丁目一七番五号 東奥印刷株式会社
----------------------------------	--------------------------------------

(毎週月・水・金曜日発行)

定価小口一枚二付十五円一銭